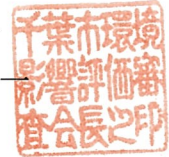


令和5年11月6日

千葉市長 神谷 俊一 様

千葉市環境影響評価審査会

会長 岡 本 眞



(仮称) 株式会社T&Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る
環境影響評価方法書について (答申)

令和5年10月5日付け5千環環保第551号にて諮問のあったこのことについて、別紙のとおり答申します。

(仮称) 株式会社T & Hエコみらい廃棄物焼却処理事業に係る環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見

【総論】

1 環境保全措置について

計画施設に係る環境の保全に関する最新の知見を収集し、大気汚染物質や温室効果ガス等の排出を可能な限り低減するような最良の技術の導入を検討した上で、環境保全措置を適切に講ずること。

【各論】

1 大気質

- (1) 煙突の高さを 35 m に設定した根拠を明らかにすること。なお、この煙突高さの見積もりにおいては、ダウンウォッシュ等の発生状況と発生時の拡散状況を適切に扱うこと。
- (2) 煙突や建物の設計に当たっては、ダウンウォッシュ等の発生頻度を可能な限り抑制できるよう、煙突の高さや周辺建物との位置関係を検討すること。
- (3) 大気汚染物質の排出を可能な限り低減するため、利用可能な最良の排出ガス処理施設を導入するよう努めること。

2 水質

プラント排水はクロズド方式としているが、必要に応じて水処理施設を設置するなど、水収支に係る設計を適切に行うこと。

3 廃棄物・残土

工事時における廃棄物及び残土の発生量等の収支に係る設計並びに場外に搬出する廃棄物等の処理を適切に行うこと。

4 温室効果ガス等

- (1) 国等が掲げる温室効果ガスの削減目標等を踏まえ、エネルギーの有効活用に努めること。
- (2) 発電量当たりの温室効果ガス排出量を他の類似施設と併せて整理し、温室効果ガス排出量が低減されているかどうかの評価を適切に行うこと。
- (3) 温室効果ガス排出量等の算定時に参考とする「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」等は、最新のものを使用すること。